

# いつ詠まれたのか？

詠み手の官位の在職期間が重なるのは、一部例外があるものの、元文二年（七三七）～元文三年（七三八）です。広めにとっても、一七三〇～一七四〇年頃といえるでしょう。興味深いことに、靈元院歌壇の動向をみると、各地の名所を題目に和歌を詠んだ例が確認できます。

正徳二年（七二二）

「仙台領地名所和歌」成る。

仙台藩主・伊達吉村の依頼により、上冷泉為綱が出題し、「陸奥山」以下仙台領内の名所二十を題として二十首を詠んだものです。

―二十名の出席者のなかには烏丸光栄、武者小路公野、武者小路実陰の名があります。

正徳三年（七二三）

「甲府八景」成る。

正徳四年（七二四）

「塩松八景」成る。

仙台藩主・伊達吉村が上冷泉為綱に依頼して成ったもので、「塩釜浦船」をはじめ塩釜松島の名所・景物の組題八首を詠んだものです。

―八名の出席者のなかには烏丸光栄、武者小路実陰が名を連ねています。

正徳五年（七二五）

「厳島八景」の和歌成る。

光明院恕信の勸進によるもので、「厳島明燈」をはじめ八首詠まれました。

―出詠者は八名で、烏丸光栄、風早実積、押小路実岑らがいます。

享保十七年（七三三）

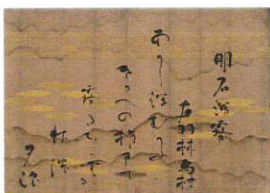
靈元院詠『名所百首』成る。

靈元院は同年八月六日に崩御しますが、歌壇の中心人物であった院の亡き後も、周辺の歌人たちによつて、名所をテーマに和歌を詠み合う営みはあったでしょう。こうした文脈から、「浪華十詠」は詠まれたのだと想像されます。

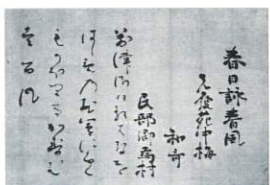
# 色紙を書いたのは誰？

詠み手が自筆で書いています。歌を詠んだ後、改めて清書をするかたちで、歌会の記録として書かれたのでしょう。元から色紙の形態だったのではなく、当初は、各人が自らの和歌をしたためた料紙を一冊の本のようにまとめた和歌集のような体裁をとっていたと考えられます。

詠み手が書いたことは、ほかの作例からもうかがえます。ここでは、冷泉為村の例を紹介します。



冷泉為村「明石湯籠」(浪華十詠和歌色紙)



「冷泉為村筆和歌懐紙」  
所蔵：慶應義塾（センチュリー赤尾コレクション）

この和歌懐紙は、民部卿時代の46歳から58歳の間に書かれたものです。祖先である藤原定家の書流ながら、字粒の大きさが整い、細線を用いて軽やかさを感じさせる書風に特徴があります。